

# 発熱で受診が必要な場合の 栃木県の相談及び医療体制の変更のお知らせ

令和2年（2020）年11月から、発熱で受診が必要な場合の栃木県の相談及び医療体制が変更になりました。発熱等で受診が必要な場合、以下の流れでお願いします。

## 受診の方法

### ① 発熱等の場合、まずは **かかりつけ医等最寄りの医療機関に電話相談**



### ② かかりつけ医等最寄りの医療機関に **連絡できない場合** は、**受診・相談センター（コールセンター）に連絡**

**受診・相談センター 0570-052-092**

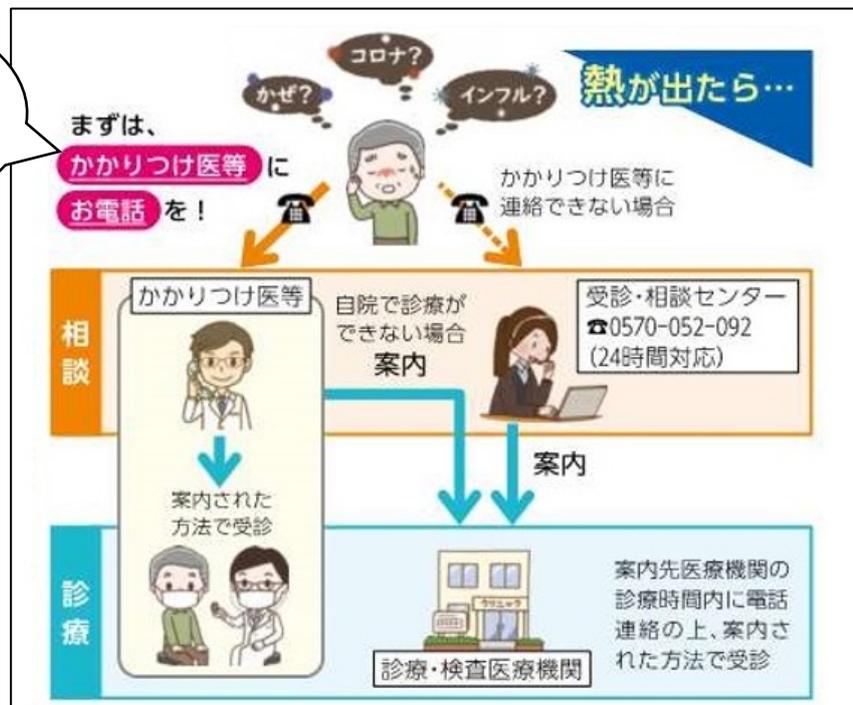


→ 診療・検査医療機関を案内します

※ 検査をするかどうかは医師の判断となります。

受診・相談センター（コールセンター）は365日24時間対応です。

発熱時の受診の流れは、このようになります！



『栃木県ホームページ』より抜粋

※ お子様やご家族の方が、

- ・『PCR検査』を受けた → → → 学校まで
- ・『新型コロナウイルス感染症』と診断された → → → 連絡を
- ・『濃厚接触者』となった → → → お願いします